明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（**原子力規制委**五）　一
〔告　示〕
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（**環境**六二）　四
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する件（**原子力規制委**七）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
令和五事業年度財務諸表（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・国立研究開発法人科学技術振興機構・独立行政法人福祉医療機構）、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録抹消、弁理士登録関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　七五

規則

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十第六項、第四十三条の三の三十一第七項、第四十三条の二十六の二第六項及び第四十三条の二十六の三第七項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十五日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介